

平成23年度 森町水質検査計画書-2 駒・赤地区簡易水道分 [水質検査項目及び回数]

No	項目名	水質基準	駒ヶ岳・赤井川地区簡易水道																								浄水		原水	検査の省略
			検査回数												検査月												1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上	
			浄水						原水						浄水						原水									
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
1	一般細菌	100個/ml以下	浄水毎月、原水1年1回検査												●	●	●	不可												
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査												●	●	●	不可												
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	●	●	不可												
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	●	●	可												
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	●	●	可												
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)												
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	●	●	可												
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)												
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査												●	●	●	不可												
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	●	●	不可												
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	●	●	可(海水を原水とする場合は不可)												
12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
15	シス-1,2-ジクロロエチレン		浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査												●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
16	トランス1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査												●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
21	塩素酸	0.5mg/l以下	浄水3ヶ月1回												●	●	●	不可												
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	浄水3ヶ月1回												●	●	●	不可												
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	浄水3ヶ月1回												●	●	●	不可												
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回												●	●	●	不可												
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回												●	●	●	不可												
26	臭素酸	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回												●	●	●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)												
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回												●	●	●	不可												
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回												●	●	●	不可												
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回												●	●	●	不可												
30	ブromホルム	0.09mg/l以下	浄水3ヶ月1回												●	●	●	不可												
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	浄水3ヶ月1回												●	●	●	不可												
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査												●	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)												
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査												●	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)												
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)												
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	●	●	可												
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査												●	●	●	可												
38	塩化物イオン	200mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査												○	●	●	不可												
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												○	●	●	可												
40	蒸発残留物	500mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												○	●	●	可												
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												○	●	●	可												
42	ジオキシベンゾキノン	0.00001mg/l以下	浄水1年3回(時期)、原水1年1回検査												△	●	●	可(湖沼水を水源とする場合は蒸発発生状況も勘案)												
43	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/l以下	浄水1年3回(時期)、原水1年1回検査												△	●	●	可(湖沼水を水源とする場合は蒸発発生状況も勘案)												
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												○	●	●	可												
45	フェノール類	0.005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												○	●	●	可												
46	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査												○	●	●	不可												
47	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査												○	●	●	不可												
48	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査												○	●	●	不可												
49	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査												○	●	●	不可												
50	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査												○	●	●	不可												
51	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査												○	●	●	不可												
52	大腸菌(最速測定法)・嫌気性芽胞菌【指標菌検査】	検出されないこと	原水1年12回検査												○	●	●	大腸菌(定量試験)・ウェルツシュ芽胞菌												
53	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと	原水1年4回検査												○	●	●	急速濾過 濁度監視あり												

●: 検査回数の減は無し

○: 自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。

△: 当該物質を産出する藻類の発生時期のみ

□: 原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合1年に1回以上、10分の1以下の場合3年に1回以上とすることが出来る。

可: 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検: ただし、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったため、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所: 折戸川水系精進川 茅部郡森町字駒ヶ岳国有林

事業区1157林班ソ小班内

浄水採取場所:

茅部郡森町字駒ヶ岳232番地44